社会福祉法人の人材育成

社会福祉法人小田原福祉会 理事長 **時田 純**

1. 法人独自で人材養成研修事業を開始した経緯

小田原福祉会潤生園が、1992年に法人独自で「訪問介護員養成研修事業」を創設してから、早くも22年が経過した。その動機となったのは、当法人が所在する神奈川県西部地域(JR東海道線の平塚市及び小田急線厚木市以西)は、これまで福祉関係の専門学校も高校もない地域で、人材砂漠と言われるほど介護人材の確保が難しく、特に、新卒者の確保には、長年苦労してきた。

それでも 1980 年代までは、介護は社会福祉法人による特養が中心で、老健や有料ホームあるいは在宅サービスの事業者はほとんどなく、また、措置制度のためニーズがあっても自由なサービスの提供はできず、そのような環境の中で、どうにか人材確保を間に合わせていたというのが実情であった。

このような経過の中で厚生省(当時)は、1989年に高齢化社会の進行に備えて「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」(ゴールドプラン)を制定し、特養の緊急整備やデイサービス・ショートステイなど、市町村における在宅福祉対策の緊急実施、また、人材確保ではホームヘルパーの増員が計画された。

しかし、現実には養成校からの人材確保は 難しく、横浜市や相模原市などかなり広域か ら募集を行うなど対応に苦慮せざるを得な かった。

また、実務教育については、それぞれの施設が現場に即して、OJTやOFF-JT・エルダー制度などを工夫し、現場で育成する方法が一般的であった。そのようにして、なんとか新卒者の採用を行っていたが、介護福祉士養成校のほとんどが次第に定員割れに陥る事態が起き、施設も在宅サービス事業者も若い人材確保難が深刻になり、新卒者の採用は望めない状況になっていた。

当法人は、そのような変化にいち早く着目し、「人材養成を他人任せにする時代は終わった」という認識に立って、1992年に独自で人材養成研修事業の実施に踏み切った。社会福祉法人が単独で養成研修事業を実施する例は、当時わが国では皆無であった。折しも、時代は身体介護を必要とする高齢者が地域社会に目立ちはじめ、その対策が急務になってきたのである。

そのため 1991 年 4 月、小田原市は各特養に対し、身体介護のホームヘルパー派遣事業を委託し、当法人は率先して訪問介護事業所を開設した。また、1992 年には神奈川県に対し「ホームヘルパー養成研修事業」の指定を申請し、ほどなく認可されたので、「訪問介護員 1 級・2 級養成研修事業」を開始した。その後 1996年には、神奈川県初の 365 日・24 時間型訪問

介護事業に発展していくのである。

社会福祉法人による人材養成研修は、現在でもまだ少数派であるが、良質なサービスの提供は、福祉人材の資質にかかっているといっても過言ではない。そのため、質の高い研修は欠かせない。この養成研修の事業化にあたっては、企業による養成研修事業と差別化を図るため、いくつかの仕掛けを工夫した。

一つは、受講者が学びやすいよう複数のコースを設定し、特に働きながら学べるように配慮し、①短期集中コースのほか、②土曜・日曜コース、③夜間専門コースなど数コースを設けて実施し、通信によるペーパー教育は行わないこととした。また、養成研修事業の履修者が、当法人に1年間就業すれば、研修費は全額返還する仕組みも導入した。

また、人材養成に関わる教員は、法人内の 専門職を充て別途に報酬を支給し、彼ら自身 も学びを深めて、資質の更なる向上が図れる というメリットも生まれた。

このような就業促進策を行った結果、職員確保が比較的容易になり、他法人と比較して事業拡大の優位性を保つことができたのである。

近年は国の補助制度を活用し、ハローワークを通しての人材養成研修事業も継続している。介護人材の養成は国の制度改正に伴い、既に「介護職員初任者研修」事業へ移行したが、神奈川県からは引き続き実施の許可を得て、現在受講生を募集中である。

2. 人材育成センターによる 年間研修計画の推進

当法人は早くから「人材育成センター」を組織化し、2名の専任職員を配置して、年に複数回の養成研修事業を実施するほか、全職員

の理念の共有化や技術の向上を図るため毎年、年間研修実施計画を策定し、職階別・就業歴別等を勘案して、多様なスキルアップ研修を実施している。これらの養成研修事業やスキルアップ研修を実施してきた結果、多くの専門校から信頼が得られ実習依頼も多く、新人の採用にも多少なりとも寄与しているほか、離職率の低減効果や事業拡大への貢献も果たしている。

当法人の近年の就業状況は、中途採用者が 著しく増加した結果、年齢階層別に見た従事 者数は、かつてのような「きれいな階層化」が 崩れ、若年層と中高年層の比率では、中高年 層が比較的多数を占める組織に変容している のが特徴である。その背景には、職員の育児 や介護など生活の多様化に伴い、働く従事者 側のニーズが変化していることや、夫婦共働 きの場合は、より柔軟な働き方が求められる など、現場のシフト管理の複雑化が顕著になっ ている。また、一昔前までは新任職員が入職 してくると、一番若手の先輩職員が指導を担 当し、他の先輩が折に触れては声を掛け、解 らなければ教えて励まし、なるべく早く現場 に馴染むように、自然な働き掛けが行われて いた。しかし、最近は新任職員の方が年齢が 高いことも少なくなく、若手職員にとっては遠 慮もあって声が掛けにくいなど、OJT の機能 が働きにくくなっている。そのため、かつての ような後輩を育成する職場文化が薄れ、理念 の継承が難しくなってきたように思われる。

3. 新人教育で優先すべきは 「生命の尊厳」と「人権尊重」の教育

すべての個人の人格を不可侵のものとし、 これを相互に尊重する原理として定めたの は、1945年(昭和20年)に調印・発効した「国際連合憲章」である。そこでは「基本的人権と人間の尊厳及び価値と、男女及び大小各国の同権に関する信念をあらためて確認する」として、人間の尊厳(個人の尊厳)を基本原理と定めたのである。

わが国では、1947年(昭和22年)に施行された日本国憲法第13条で、「すべて国民は個人として尊重される」と定め、第24条で「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と規定し、「個人の尊厳」と「基本的人権」の尊重を基本原理に定めている。

また、第12条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によっ

て、これを保持しなければならない。また、 国民はこれを濫用してはならないのであっ て、常に公共の福祉のためにこれを利用する 責任を負う」と定め、基本的人権も時には国 家権力や他者などに侵される恐れがあるの で、不断の努力が求められているのである。

さらに、1948年(昭和23年)の国連総会で 採択された「世界人権宣言」の前文では、「人 類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平 等で譲ることのできない権利とを承認するこ とは、世界における自由、正義及び平和の基 礎」であり、「国際連合の諸国民は、国連憲章 において基本的人権、人間の尊厳及び価値、 並びに男女の同権についての信念を再確認す る」とし、国連憲章第1条において、「すべて の人間は、生まれながらにして自由であり、 かつ尊厳と権利について平等である。人間は



法人独自の介護人材養成研修事業実施風景





理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない」と、個人の尊厳を基本原理と定められている。これらは、人類の英知の結晶と言ってよいであるう。それは、この二つが世界の共通理念であり、何ものにも替え難いからである。

しかし、現在、介護・医療・看護の領域で

は、頭は良いのに本来身につけておくべき常識に欠け、また、マニュアルに頼って自分で考えることが苦手な人々が増えている。人間に関わる領域の現場では、まず「生命の尊厳」と「人権の尊重」を基礎教育として、教え込まなくてはならないと痛感している。